

条 例 議 案 の 概 要

—令和3年3月定例会—
(追加議案)

目 次

議案第 57 号	盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 58 号	盛岡市まち・ひと・しごと創生基金条例について	2
議案第 59 号	盛岡市芸術文化振興基金条例について	3
議案第 60 号	盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について	4
議案第 61 号	盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について	7

議案第 57 号

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の廃止に伴い、防疫等作業手当の支給の特例を適用する新型コロナウイルス感染症の範囲を定めようとするものである。

2 改正の内容

防疫等作業手当の支給の特例を適用する新型コロナウイルス感染症について、次のとおり改める。

(1) 改正前

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症

(2) 改正後

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

議案第 58 号

盛岡市まち・ひと・しごと創生基金条例について

1 制定の趣旨

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、「まち・ひと・しごと創生基金」を設置しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(2) 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金に編入する。

3 施行期日

公布の日

4 その他

企業版ふるさと納税として税制優遇措置の対象となる寄附金の要件は、次のとおり。

(1) まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（第2期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載している計画事業）に対する寄附であること及び当該事業費に充てられることが確実であること。

(2) 1回あたり10万円以上の寄附であること。

(3) 主たる事務所又は事業所が盛岡市外に存すること。

(4) 寄附がされた年度以降の支出が確実に見込まれる場合は、市が受領した寄附金を基金に積み立てること。

議案第 59 号

盛岡市芸術文化振興基金条例について

1 制定の趣旨

市民の芸術文化の振興を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、芸術文化振興基金を設置しようとするものである。

2 条例の内容

- (1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金に編入する。

3 施行期日

公布の日

議案第60号

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

事業所等における感染症の予防及びまん延の防止，身体的拘束等の適正化，虐待の防止等のために事業者等が講ずべき措置を定めるとともに，指定通所支援の事業等の人員に関する基準を改めるほか，必要な規定の整備をしようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）
- (2) 盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）
- (3) 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第52号）
- (4) 盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第53号）
- (5) 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第54号）
- (6) 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）
- (7) 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第56号）
- (8) 盛岡市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第16号）

3 改正の内容

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い，以下の内容について所要の改正を行う。

- (1) 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例関係
 - ア 事業者は，適切なサービスの提供を確保する観点から，職場におけるハラスメントを防止するための措置を講じなければならないものとする。
 - イ 事業者は，感染症又は災害の発生時において必要なサービスを継続的に提供し，業務の早期の再開を図るための業務継続計画を策定し，当該業務継続計画の従業者への周知等必要な措置を講じなければならないものとする。

- ウ 事業者は、感染症の予防等のための委員会の開催及び従業員に対する研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。
- エ 事業者は、運営規程等の重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、事業所への掲示に代えることができるものとする。
- オ 事業者は、サービスの提供に当たっては、緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないものとし、やむを得ず行う場合は、その態様等を記録しなければならないものとする。
- カ 事業者は、身体的拘束等の適正化のため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。
- キ 事業者は、虐待の防止のため、委員会の設置、従業員に対する研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。
- ク 療養介護計画等の作成に係る会議の開催について、テレビ電話装置等を用いる実施方法を認めるものとする。
- ケ 事業者は、非常災害に備えるための訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないものとする。
- コ 事業者は、当該事業者が提供するサービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者が、就労定着支援の利用を希望する場合には、就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないものとする。
- サ 就労移行支援事業所における就労支援員の常勤要件を廃止する。
- シ 就労継続支援A型事業所において、厚生労働大臣が定める事項について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないものとする。
- ス 就労定着支援の利用者に対する相談等の支援について、テレビ電話装置等を用いる方法を認めるものとする。
- セ 共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について、令和3年3月31日までの期限を3年間延長する。
- (2) 盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係
- (1) アからエまで及びカからサまでと同様の改正を行う。
- (3) 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例関係
- (1) アからウまで及びカからシまでと同様の改正を行う。
- (4) 盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例
- (1) アからウまで、キ及びケと同様の改正を行う。
- (5) 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例関係
- (1) アからウまで、キ及びケと同様の改正を行う。
- (6) 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

(1) アからウまで及びカからサまでと同様の改正を行う。

(7) 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例関係

母子生活支援施設の心理療法担当職員となることができる者に、大学院において心理学を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものを加える。

(8) 盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係

ア (1) アからエまで及びカからケまでと同様の改正を行う。

イ 従業者の要件から障害福祉サービス経験者を削る。

ウ 医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員を置かなければならないものとする。ただし、医療機関等との連携により看護職員を事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる等の場合には、看護職員を置かないことができるものとする。

エ 看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に児童指導員又は保育士の合計数に含められるものとする。ただし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

オ 居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員となることができる者に、大学院において心理学を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する心理指導担当職員として配置された後、障がい児の支援業務に3年以上従事した者を加える。

(9) 経過措置

ア 身体的拘束等の適正化に係る対応（(1) カ及びこれと同様の項目に限る。）及び虐待の防止のための対応（(1) キ及びこれと同様の項目に限る。）については、1年間の経過措置を設けるものとする。

イ 業務継続計画の策定等及び感染症の予防等への対応（(1) イ及びウ並びにこれらと同様の項目に限る。）については、3年間の経過措置を設けるものとする。

(10) その他

その他規定の整備を行う。

4 施行期日

令和3年4月1日

議案第 61 号

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

介護保険制度の見直しに伴い、施設サービス、居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援及び介護予防支援の事業に関する基準を改めようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第59号）
- (2) 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第60号）
- (3) 盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第61号）
- (4) 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）
- (5) 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）
- (6) 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）
- (7) 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号）
- (8) 盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第66号）
- (9) 盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第67号）
- (10) 盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）
- (11) 盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第49号）
- (12) 盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第50号）

- (13) 盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第25号）
- (14) 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第24号）

3 改正の内容

感染症又は大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに，将来を見据えながら「地域包括ケアシステムの推進」，「自立支援・重度化防止の取組の推進」，「介護人材の確保・介護現場の革新」，「制度の安定性・持続可能性の確保」を図るため，次の内容について，所要の改正を行う。

(1) 上記2の条例（(14)を除く。）に共通する改正の内容

ア 感染症対策の強化

介護事業者に，感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求めるため，訓練の実施等を義務づける。

イ 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても，必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため，介護事業者に，業務継続計画等の策定，訓練の実施等を義務づける。

ウ ハラスメント対策の強化

介護人材を確保するために，介護職員の処遇及び職場環境の改善に向けた取組の推進として，介護事業者に適切な対策を求める。

エ 会議や多職種連携におけるICTの活用

会議等の実施について，感染防止，多職種連携，業務効率化等のため，テレビ電話等を活用しての実施を認める。

オ 利用者への説明・同意，記録の保存等に係る電磁的な対応への見直し

文書負担の軽減等による介護現場の業務負担の軽減の推進のため，原則，電磁的な対応を認める。

カ 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，介護事業者に，委員会の開催，指針の整備，担当者を定めること等を義務づける。

(2) その他の改正

ア 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

認知症対応力の向上のため，認知症介護基礎研修受講のために必要な措置を講じることを，介護事業者に義務づける。

イ リスクマネジメントの強化

事故発生の防止のため、安全対策の担当者を定めることを、介護事業者に義務づける。

ウ 栄養ケア・マネジメントの充実

施設入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるようになるため、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことを求める。

エ 口腔衛生管理の強化

口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行うこと。

オ その他所要の規定の整備

(3) 経過措置

ア 6月間（令和3年9月30日まで）

リスクマネジメントの強化

イ 3年間（令和6年3月31日まで）

(ア) 感染症対策の強化

(イ) 業務継続に向けた取組の強化

(ウ) 高齢者虐待防止の推進

(エ) 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

(オ) 栄養ケア・マネジメントの充実

(カ) 口腔衛生管理の強化

4 施行期日

令和3年4月1日。ただし、一部改正条例第14条の規定は公布の日から、同条例第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の2の次に1号を加える改正規定は同年10月1日から施行する。